#### 埼玉県環境産業振興協会青年部会規約

(名 称)

第1条 部会は、埼玉県環境産業振興協会(以下「協会」という。)青年部会 (以下「部会」という。)と称し、事務局は協会事務局内に置く。

(目 的)

第2条 本部会は、部会員相互の緊密な交流を図るとともに産業廃棄物の適正処理及び再 資源化に関する知識・技能を高め、これからの環境産業を担う経営者、幹部職員の 養成を図り、協会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 産業廃棄物の処理及び再資源化に関する情報収集、技術の開発調査研究
  - (2) 部会員の資質向上を図るための講習会、研修会の開催
  - (3) 部会員相互の親睦を図るための事業及び他団体との交流会
  - (4) 協会の事業活動への協力
  - (5) その他、本部会の目的を達成するために必要な事業

(部会員)

- 第4条 部会員は、本部会の事業目的に賛同する者で、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 原則正会員の企業で、年齢が**おおむね50歳**以下の者であること。
  - (2) 企業の経営者、役員及びその企業の経営者から推薦された従業員であること。
  - (3) 部員の人数は原則1社2名以内とする。

(役 員)

- 第5条 部会に次の役員を置く。
  - (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 若干名
  - (3) 幹 事 若干名
  - (4) 監事 若干名
  - 2 部会に顧問及び相談役を置くことができる。

(選任方法)

第6条 部会長、副部会長、幹事、及び監事の役員は、部会の総会において選任し、協会 理事会の承認を得るものとする。

(任期)

- 第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 2 補欠のために選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(職 務)

- 第8条 部会長は、青年部会を統括し、部会を代表する。
  - 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長の不在のときは、その職務を代理する。
  - 3 役員は、部会の運営及び業務の執行にあたる。
  - 4 部会長は、青年部会の決定事項を速やかに協会長に報告するものとする。
  - 5 部会長は、協会の理事会に出席し、部会についての意見を述べることができる。

#### (会 議)

- 第9条 本部会の会議は、総会、役員会、全体会とする。
  - 2 総会は、部会長が召集し、議長は部会長が務める。
  - 3 総会の議決は、出席部会員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。
  - 4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として 表決を委任することができる。前項の規定については出席したものとみなす。
  - 5 役員会は、第6条に規定する部会長、副部会長及び幹事、直前部会長、監事、顧問をもって構成し、部会の運営に関する事項並びに総会に提案する事項について、協議決定する。
  - 6 部会の運営上必要がある場合は、役員会の議を経て支部会、委員会を置くことができる。

# (事業年度)

第10条 本部会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

# (会 費)

第11条 本部会の会費は年額1名につき2万4千円とし、退会者については返金しない こととする。

## (資格喪失)

- 第12条 部会員が次の各号のいずれかに該当する場合は資格を喪失する。
  - 1 部会員の所属する企業が協会の会員資格を喪失したとき。
  - 2 部員としてふさわしくない行いがあったとき。
  - 3 1年を経過して会費を滞納した部会員については、青年部会に所属する意志が ないものとし、退会したものと見なす。

### (承 認)

第13条 この規約に定めるもののほか、部会運営に関し必要な事項は、部会長が事前に 協会長と協議して承認を受けるものとする。

## (規約の変更)

第14条 この規約は、総会において出席部会員の過半数の同意を得なければ変更することができない。

### 附則

この規約は、平成7年3月16日から施行する。

# 附 則

平成10年7月24日改定

### 附則

平成12年7月7日改定

## 附 則

平成15年7月4日改定

#### 附則

平成25年6月18日改定

### 附則

令和 2年6月 5日改定